

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第82号

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「市場整備推進課長」を「計画推進課長」に、

「流通促進係長  
仲卸経営指導係長  
農産品係長  
水産品係長」

「施設管理係長  
経営改善係長  
流通促進係長」に、「衛生管理係長」を「計画推進第三係長」に改める。  
業務推進第一係長  
業務推進第二係長」

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)